

第221回三重県開発審査会 審議概要

平成31年3月19日(火) 13時30分～

三重県勤労者福祉会館 2階会議室

三重県
(事務局)

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しい中ご出席いただき誠にありがとうございます。

ただいまから、第221回三重県開発審査会を開催いたします。

三重県開発審査会条例第4条第2項の規定により会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は2名欠席ですが、会長及び4人の委員が出席していただいておりますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県28件、津市8件、桑名市8件、鈴鹿市17件です。なお、本審査案件は、三重県1件、津市1件、桑名市1件、鈴鹿市1件でございます。

審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件及び個人、法人情報に当たらない鈴鹿市の本審査案件が公開となります。

本日の傍聴者は、お見えにならないということを報告させていただきます。

それでは、条例第4条第1項により会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくをお願いいたします。

会長

まず、前回、第220回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。

事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。

会長

それでは、修正等がないということで、これにて第220回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

次に包括議決案件について、まずは三重県分からご説明をお願いします。

三重県
(処分庁)

(包括議決案件 28件の報告)

会長

ご質問等ございませんでしょうか。

会長

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津市
(処分庁)

(包括議決案件 8件の報告)

会長

ご質問等ございませんでしょうか。

会長

それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。

桑名市 (処分庁)	(包括議決案件 8 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
会 長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(包括議決案件 17 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
会 長	それでは、三重県 28 件、津市 8 件、桑名市 8 件、鈴鹿市 17 件の包括議決案件の報告を終了します。
	次に今回は本審査案件が三重県、津市、桑名市及び鈴鹿市において、それぞれ 1 件ずつございます。三重県開発審査会では、市町が申請者の場合は、会議を公開で行うものとしておりますので、まず最初に鈴鹿市の本審査案件、「議案鈴第 1665 号」の説明からお願いします。
鈴鹿市 (処分庁)	(本審査案件 議案鈴第 1665 号について説明)
会 長	本審査案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。
委 員	この施設は、地域の防災拠点になるということですが、位置的に川が、中ノ川が通っている。これが氾濫するリスクがないかということが 1 点。 あと 1 点は、配置のところ、公園の緑地の位置ですが、中勢バイパスよりで、集落とは反対側のところに設けられていて、一般の住民が利用するということになると裏側となりあまりアクセスがよくない。そういう場所に設定されているので、その考え方について教えていただければと思います。
鈴鹿市 (処分庁)	まず、1 点目のご指摘がありました河川の近くであるということですが、今回、事業認定を受けるにあたって、そのあたりも確認しまして、災害時の浸水想定エリアに基づいて調査したところ、この地域は浸水想定エリア外ということになっていて、氾濫時にも安全な場所であるということで、こちらの事業地を選んでいる、選定理由になっています。
委 員	昨今の異常気象とかもあります、そのようなリスクも考慮されてということ、特に盛土などはされない、そういうことも対応はされているということですか。
鈴鹿市 (処分庁)	現状から地盤は盛土してあげる計画になっていますが、それらを加味した上で問題ないと判断しています。
委 員	堤防の整備状況や老朽化等においても問題もないということによかったですか。

鈴 鹿 市
(処分庁)

はい、それらも考慮した上での計画となっています。

次に公園につきましては、利用者の利便性についても考えた上で配置を検討していったところですが、まず、第一に消防施設の建物の位置ですが、なるべく必要最低限の土地利用の中で、駐車スペース、建物スペース、訓練スペースを有効に使うということが1点。この周囲、集落が西側にありますが、基本的には周辺農地ではあるんですが、騒音関係で、地元の方々から、救急車両の出庫の際のサイレン音についてはできるかぎり配慮してほしいという声を多数いただいております、その結果、西側の集落にできるだけ近づけて、かつ、出庫の方向、背を向けて建物を配置しています。結果的に建物西側から東側の幹線道路に向かって緊急車両が出庫するという配置にしています。

複合施設についても、消防、消防分団車庫の建物に近づいてしまうと、子育て支援センターということで、乳児の方もみえるため、なるべく緊急車両の出庫時の音に対して配慮するという計画で検討させていただいたところ、建物の配置が現在の計画になったと認識しています。その中で、洪水調整池が自然流下でポンプアップ等せず、そのまま流末の水路に適正に流すということで、配置としても北側になってきたという経緯があります。その中で公園が、法定で3%と定められていますがどちらに配置するか検討した結果、この位置に皆様にご利用いただければと計画させていただいたところではあります。

委 員

優先順位からすると、公園緑地が一番低かったということですかね。これから公園緑地がどういう風に整備していくかは、もっと市民の利便性を考えた上で、具体的な整備を考えてほしい。緑地といっても何もないということではなく、市民が利用しやすいようなそういう緑地として整備してほしい。そのためには、前面の西側の道路からちゃんと公園にアクセスできるように考えてほしい。

鈴 鹿 市
(処分庁)

今後とも、検討していきます。

会 長

他にご意見、ご質問はございませんでしょうか。
本日欠席の委員の意見を、事務局から報告してください。

三 重 県
(事務局)

この議案について事前に説明をさせていただいたところ、本日欠席の委員からは特にご意見はございませんでした。

会 長

それでは、緑地帯の件につきましては市の方でさらに検討することをお願いしますが、本審査案件議案鈴第1655号につきましては、異議なしとします。

※これより先は、個人及び法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するものであり、個人情報及び法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第27条第1号の規定に基づき、非公開として取り扱っていま

す。

※都市計画法第29条第1項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ・申請地：松阪市内
- ・建築物の用途：住宅型有料老人ホーム、診療所
- ・意見や質問は、特になし

※都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築許可申請に関する議案

- ・申請地：津市内
- ・建築物の用途：住宅型有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅）
併設老人デイサービスセンター
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
文章の体裁について
定員増に伴うスタッフ数について

※都市計画法第42条第1項ただし書きの規定に基づく予定建築物以外の建築等許可申請に関する議案

- ・申請地：桑名市内
- ・建築物の用途：物流施設（大規模な流通業務施設）、食品加工工場（野菜加工）
- ・主な意見や質問は、次のとおりでした。
既存建築物の適格性及び今後の指導について